令 和 ８ 年 ２ 月 ６ 日
国　　土　　交　　通　　省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件」の一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年１２月２６日から令和８年１月２５日まで、「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計３件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
	経営事項審査における社会性等（W）の評価項目の改正について	
1	・　「建設機械の保有状況」の確認資料について、自動車検査証記録事項の同時発行がされなくなったことに伴い、申請者側の過度な負担とならないような代替案を検討いただきたい。	・　「建設機械の保有状況」については、保有状況や稼働可否を適切に確認する必要があります。 ・　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に定められる機械についても定期検査の記録をもとに稼働確認を行うため、「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（平成 16 年国土交通省告示第 482 号）」において、自動車検査証の写しの提出をお願いしております。
2	・　施行日令和 8 年 7 月 1 日について、令和 8 年 7 月 1 日以降の申請日から適用という理解で正しいかご教示いただきたい。	・　ご認識のとおりです。
3	・　経営事項審査の基準を見直すのであれば、現場の実情を反映していただきたい。 中小企業が適正価格で受注できる環境 材料費高騰を踏まえた評価 賃上げした企業が報われる仕組み リフォーム補助金の条件緩和と予算拡充 など、現場の声を政策に反映していただきたい。	・　ご意見は今後の制度検討において参考とさせていただきます。
	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度について	
4	・　自主宣言項目の必須項目　ウ）宣言企業との取引優先について 「取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。」 この項目は、努力義務か。または、法的リスクを伴う義務規定か。実行できない場合の罰則等があるかどうか教えていただきたい。罰則があるとすれば、建設業法第 50 条（虚偽申請による罰則）に問われる可能性もあるか。	・　建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）においては、「取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。」を自主的に宣言いただいているものであり、法的リスクを伴う義務規定ではございません。

５	・　建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度は、主にゼネコンに積極的に取り入れてもらい処遇改善を促す趣旨でできたものと推測したが宣言企業との取引優先に関する項目があることで、宣言できない事業者が下請に入れなくなることを懸念している。一定の規模の中小零細事業者は適用除外または経過措置を設けるなど配慮の検討が必要と思われるが、いかがか。	・　自主宣言制度は、建設技能者の処遇改善を促進するための制度となっております。このことから事業規模の大小に問わず、建設技能者を大切にする企業を対象としており、適用除外や経過措置期間を設けることは検討しておりません。